

エスニシテイの生成 —ビルマ・ムスリムを例として—

伊 東 利 勝

はじめに

ミャンマーには、「ムスリムであるがビルマ族である」と主張している人びとがいる。いわばビルマ族のイスラーム信者である。言語や衣服、国家への帰属意識は他のビルマ族（仏教徒）と変わらず、ただ宗教のみがイスラームであるにすぎないとする。あえて絮説せざるをえないのはビルマ族から、その宗教ゆえに同じ民族とみなされず、排除の憂き目にあっているからであろう。イスラームの解釈においても独自性を示しつつ、植民地期以降この地に流入し、故郷の習慣や言語にこだわるムスリムとは同じでないと主張する。

ここには民族を如何なる要素によって定義し、区分するかという問題がある。イスラームや仏教が何故、ナシヨナリテイあるいはエスニシテイの重要な、つまり最高位の要素とみなされてしまうのか。なぜビルマ民族アイデンティテイ形成

の根幹に仏教が位置することになってしまったのか。経済をともしして同一場所に暮らし、言語も歴史も共有しているのに、宗教のみにこだわり、民族の境界が定められる。ここでは一方的のみならず、他方もまたこれを主張してやまない。我われ「バマー・ムスリム」という主張の歴史にはじめて切り込んだのは、斎藤綾子である〔斎藤 2010〕〔斎藤 2012〕。一九三〇年代になって「バマー・ムスリム」による二つの著作が出版されたことの意味を、その内容分析を通して、ビルマにおけるナシヨナリズム高揚との関連で検討し、その後これがひとつのエスニシティとして形成されていく過程が丹念にあとづけられている。

精到にも、「バマー・モスレム」と「バマー・ムスリム」(ミャンマー・ムスリム)を別概念として考え、前者から後者が抜けで、一九三八年になってバマー・ムスリム独自の組織的活動が開始されたとする。一九三〇年代におけるタキン党を中心としたビルマ族ナシヨナリズムの高揚をうけ、非ビルマ人として排除されることから回避しようとする過程で、これは生まれたという。ビルマ族である、もしくはそう主張しているのに、ムスリムということ、なぜビルマ社会に受け入れられないか。現在にいたるまで存在し続ける排除の論理が、ここでは詳細に検討されている。

本稿では、やや視点ひろげ、植民地期以降、中央集権体制が確立していく過程における住民支配・統合策が、必然的かつ不可逆的に、ネイションさらにはエスニシティを生み出すことを、ビルマ・ムスリム¹というひとつのエスニシティの生成を通して明らかにしてみたい。ここでは斎藤と異なり、ビルマ族仏教徒とムスリムという二者間の対立に主軸をおくのではなく、二〇世紀前半のイギリス領インド帝国ビルマ州における統治法の改正に対して、このビルマ・ムスリムがいかに対応したかを中心に据え、すなわち植民地支配と住民との関係を考察するなかでこの問題を考えていく。具体的には立法参事会選挙制度の導入・改正を機に、このビルマ・ムスリムから各種準備委員会に出

された決議文や覚書の分析をとおして進められる。

近代国家による集権化は、ひとつの言語や規範によって推進される。こうしたなかで生まれる政治勢力は、言語や習慣つまり「文化」に強いこだわりを示し、これを運動の原動力とせざるをえない。ここに、ナシヨナリズム運動やエスニック闘争が形成・展開されていくが、ビルマ（ミャンマー）の場合、これがなぜ一九一〇年代以降なのか、イギリス植民地支配体制とその具体的政策との関連で検討していく。

一 ひとつのエスニック・コミュニティ

一九三四年一月、前年の十一月二九日からこの六月一八日までにおこなわれた、インド統治法の改正に関するイギリスの上・下両院議員による合同委員会（The Joint Committee）の「報告書」が公表されるや、この内容について各方面から、要望や抗議を示す意見書や決議文がインド副王、インド事務相、ビルマ州知事、各新聞社などのもとに送られてきた。

要望書

これをおさめた旧インド省のファイル^①に、アラカン分離連盟、ビルマ・ナティコッタイ・チェティア協会、ビルマ・インド協会その他とともに、ビルマ各地のビルマ・ムスリム一二組織による一三通の決議文が含まれている（表一）。内容はいずれもほぼ同じで、この「報告書」について当該組織のメンバーが参集し議論した結果、決議にい

| | 発送日 | 組織名 | 所在地 | 代表職名 | 差出人 | 備考 |
|---|--------------------------|--|--|-------------------|---|--|
| ① | 15th December 1934 | Burma Moslem Society, Rangoon, | 114. Brooking Street,Rangoon | President | U Bah Oh | ロゴマーク付き 送り状とタイプ 打ち本文 ビルマ名： <i>Myanmar Pyi Mosalin Athin</i> |
| ② | 18th December 1934 | The Burma Muslim Association, Botataung, Rangoon | No. 17-62nd Street, Botataung, Rangoon | Hon. Secretary | U Hman, Hon. Secretary (President, S.M. Yamin) | 活版印刷のレ ターヘッドにタ イプ打ち ビルマ名： <i>Myanmar Muslim Athingyi</i> |
| ③ | 21st December 1934 | Burmese Muslim Thamagga Association, Parangon Quarter, Pyawbwe, Yamethin District, | Pagangon Quarter, Pyawbwe, Yamethin District | President | Saya Shan | タイプ打ち |
| ④ | 24th December 1934 | Burma Muslims of Bassein | 7 Davis Street, Bassein | Chairman | Po Khaing | タイプ打ち |
| ⑤ | 25th December 1934 | The Burmese Muslims of Toungoo District held at the Muslim School | No.6 Street, Toungoo | Chairman | Hatim Tai | 活字印刷, 1935 年1月13日付けの 電報も |
| ⑥ | 27th December 1934 | Burma Muslim Society on behalf of Burma Muslim Community | | President | Maung Bah Oh | 活版印刷 |
| ⑦ | 2nd January 1935 | | Meiktila | | Saya Maung alias Abudulgani | 電報 (Letter Telegram) |
| ⑧ | 8th January 1935 | Burma Muslims Society,(Moulmein Section), Moulmein | Moulmein | Chairman | U Ba Pu | タイプ打ち, 別 に活版印刷のフ ライヤーも添付 |
| ⑨ | 9th January 1935 | The Burma Muslim Union, Mergui | P.O. Box.28, Mergui | President | U Shwe Yan, (Mahomed Ayoob, M.B.E.K.I.H.) | 活版印刷のレ ターヘッド タイプ打ち |
| ⑩ | 17th January 1935 | The Rahelilla Burmese Muslim Association, Myinmu | Myinmu | President | U Mu | 活版印刷のレ ターヘッド, 手 書き, 組織印 ビルマ名： <i>Yahelilla Myanmar Mosalin Athin</i> |
| ⑪ | 17th January 1935 | The Young-Burma Muslim Association, Yandoon | Yandoon | President | E.M. Baroocha | タイプ打ち |
| ⑫ | 20th January 1935 | Burma Muslims of Syriam, Kayan, Thongwa and Kyautan Townships of Hanthawaddy East | Burma Muslim Association, Syriam | President | Ahmed M. Angeria | 印刷されたレ ターヘッド タイプ打ち |
| ⑬ | 20th January 1935 | The Sagaing District Burmese Muslims Mass Meeting | Burmese Muslim School, Minlan Road, Sagaing | Chairman, | Hajee U Kywe | タイプ打ち, 電 報を補足したも の |

表1 1934-35年各地のビルマ・ムスリムによる決議文

たった事項がレター用紙一枚程度に記されている。

ビルマ・ムスリムはこれまで、立法参事会への議席割り当てや社会的地位の保障に関する要求を、一九一九年以来、統治法の改定を審議した諸種の委員会⁽³⁾に表明してきたが、カレン人や、その数をはるかに少ないイギリス系インド人に比べれば、在来の現地民の中では重要な存在で、はるか以前から歴史的にも民族学的にもビルマと関係があるにもかかわらず、これらは完全に無視されてきた。まず、このことに対して強く抗議したい、という。そして、立法参事会や各種政府機関への代表権、公務員への採用、独自の教育を行う施設の維持⁽⁴⁾および文化や伝統の保護に関し特別の配慮をお願いする。そしてビルマ・ムスリムとしての宗教実践に対する保障をすぐさま検討し、新しい憲法(統治法)に盛り込んでいただきたい、というものであった。

政府に忠実

この中には、ビルマ・ムスリム・コミュニティを代表し、たぶん決議文(表1①)を提出した人物と同一であると思われるウー(マウン)・バー・ウーによって一九三四年二月二七日付けで、インド事務相ホア(S. Hoare)に送られた覚書⁽⁵⁾もあり(表1⑥)、ここにはビルマ・ムスリムの状況について、さらに踏み込んだ記述がなされている。曰く、ビルマ・ムスリムはもともと仏教徒からの改宗者やムスリムと仏教徒の結婚によって生まれた者である。この者たちはビルマ語を話し、ほとんどビルマ風の服装をしている。ビルマの王国時代からこの地に暮らしてきた。大戦(註…第一次世界大戦)時においては、積極的に政府を、人員と資金の双方で援助し、かなり多くのメンバーを前線に送り出している。

ビルマ・ムスリムは、宗教以外は如何なる点においてもビルマ族 (Burmans) であり、感覚からいっても政治的見解においても真のビルマ人 (Burmese) である。しかし宗教的信条により、ビルマ族仏教徒同胞からは、好意をもって受け入れられていない。かれらは仏教徒以外、ビルマ族とみなさないからである。我われは、明確に異なる政治的見解ゆえに、また生を受けたこの土地において外国人として分類されるという危険性ゆえに、インド人 (Indians) に与えることありえない。実際問題として、ビルマ・ムスリムは、世界中でビルマ以外に居場所はないのである。

元来平和を愛する性格と、イギリス政府に対する他の追隨をゆるさない忠誠心ゆえに、全体として政治にはかかわってきていない。政治のうねりから努めて距離を置き、穏やかで平和な暮らしに従事してきた。慈悲深き政府に忠実で、生を受けた国に忠誠なる三〇万人からなる、ビルマの重要なこの少数者集団は、将来の立法議會のなかで、政府にとって一定の財産となるだろう。立法議會の中に、この忠実なる団体にたいして三つの個別選挙区が与えられるなら、この地における健全な国家の発展に寄与すること間違いのない、としている。

ラングーンの協会主導

ファイルには一三通のみが綴じ込まれているが、この機会に提出された決議文を網羅しているかどうかはわからない。利用できるこれらの文書から判断するかぎり、この要望運動は、まずは、一九三四年一月一日付けでラングーンのビルマ・モスLEM協会 (Burma Moslem Society) の会長であるバー・ウー⁽⁶⁾ がインド事務相宛てに決議文①(表1は省略、以下同じ)を提出したことに始まる。続いて、同じラングーン市のボーダタウン区にあったビルマ・ムスリム連合が幹事会を開き、その結果を決議文②として提出する。その後地方の組織でも全員集会や幹事会でこの問

題について議論する、ということがおこなわれていく。すべての組織がそうでないとしても、まずは電報で決議内容を送り、そのあと正式の文書を郵送するという方法をとったようである。

バセイン市④、モールメイン市⑧、およびメルギー市のビルマ・ムスリム連合⑨から出された決議文には、「ラングーン
のビルマ・ムスリム協会 (Burma Muslim Society) が出した決議文を強く支持する」とある。とくにピョーブエ
市のビルマムスリム・タマガ連合③、ミンムー市のラヘリラ・ビルマ・ムスリム連合⑩、ヤンドーン市の青年ビル
マ・ムスリム連合⑪、東ハンターワディー区の各町区のビルマ・ムスリムを代表して、シリアム市のビルマ・ムスリ
ム連合から出された決議文⑫、それにザガインのビルマムスリム大衆集会⑬の文面は、ラングーン
のビルマ・ムス
レム協会が出した決議文とほとんど違わない。こうしたところを見ると、決議文の提出はラングーンにあったビルマ・
モスレム協会の主導で、もしくはこれに倣って出されたものと考えることができるといえる。

ゆるやかな結合

ただ各地の組織名をみると Burma Muslim, Burmese Muslims, Burma Moslem など一定していない。また組織名
に Rahellia (ウルドゥー・アラビア語：アッラーのお示しに従い) や Thanagga (バリーリ語：連合の意) の名前を
入れたり、組織を society, union, association などと表現したり、その長についても President や Chairman を使用す
るなど、全国組織が系統的に出来上がっているようにみえない。ザガインは大きいまちであるにもかかわらず、集会
の決議として意見を表明しているところを見ると、この地には組織がなかったように思える。

またラングーンのパータタウン区、メルギー、ザガイン県ミンムー、シリアムの組織には、レターヘッド付用箋が

用意されており、それぞれはひとつの組織として恒常的に機能していたことがうかがわれる。さらには、メルギーからの決議文⑨には、ラングーンの「ビルマ・ムスリム連合 (Association)」がすぐさま上・下ビルマのコミュニティの長老からなる代表団を組織し、ビルマ州知事に遺憾の意を表すべきであると、身内に向けた指摘もなされている。

とはいえ Burma と Burmese や Muslim と Moslem を、それぞれ別組織であることを示すために意図的に区別しているように考えられない。ラングーンの Burma Moslem Society による抗議文①は、組織の名称には Moslem を使っているが、本文では Burma Muslim と表現している。またラングーンの The Rahelilla Burma Muslim Association は、ビルマ語表記では *Yahellia Myanmar Mosalin* とし、Muslim に対応すると考えられる *muslin* を使用していない。

以上のことから、地域によって濃淡はあるものの、南はテナセリウムからビルマ中央部にかけて、ビルマ・ムスリムのコミュニティ組織が広範に存在していたと考えることはできよう。これらが一斉に、みずからをビルマ・ムスリムと自覚し、その宗教や生活権を確保すべく、個別選挙区を獲得し、安定的に国政へ代表を送り込めるよう運動していたことがわかる。次に見るように、こうした要求はその時にはじまったことではなかった。

二 ビルマ・ムスリムとしての自覚

一九三四年一二月から翌年の一月にかけて政府に送られた決議文には、すでに同様の要求が一九二一年のホワイト委員会 (The Burma Reforms Committee) にも、そして今回の改定に際して一九二七年に組織された法定委員会 (The Statutory Commission) にも提出されたことが書かれていた。そこでこれら決議文以前の内容を検討し、ビルマ・ム

スリム・コミュニティが形成される過程を見ていきたい。まず法定委員会、すなわちサイモン委員会に提出されたものから点検していこう。

ビルマ族仏教徒の圧力

一九二九年一月二六日付けで法定委員会に、ラングーンのビルマ・モスLEM協会から「覚書」のかたちで、フルスキヤップ大の用紙四枚に活版印刷されたものが示された⁽⁷⁾。提出者は Maung Bah Oh⁽⁸⁾、肩書は President, The Burma Moslem Society, Rangoon となっており、一九三四年の一二月に決議文と覚書(表1①、⑥)を提出した人物と同一と考えられる。趣旨は一九三四年の覚書と変わらないが、これより六年まえの現実がより詳しく語られている⁽⁸⁾。まず三〇万人に達するこのムスリム・コミュニティは、

- (i) 両親がビルマ人の子として生まれた者(一般にザーバディ Zerbadee として知られている)
- (ii) インド人とビルマ人を親に持つ者(これもザーバディとして知られている)
- (iii) 両親がインド人であるが、ビルマで生まれこの地を本籍地とする者
- (iv) ビルマ生まれではないが、この地に永住している者

によって構成されているとする。そして「新しい改革の導入」⁽⁹⁾により、それまで政府によって保護されてきたこのコミュニティの影が薄くなってしまったのは、「ビルマ族のためのビルマ」、より正確には「ビルマ族仏教徒のためのビルマ」という叫びが強くなったからであるという。これはたぶん一九二〇年代におけるビルマ・ナシヨナリズムの高まりの中で政府が、これに対応しはじめたからであると考えられる。

このコミュニティは、その名が示すようにイスラームを信仰しているので、ビルマ人の外側に置かれ、「カラー [Kalar] つまり、外国からの流入者とみなされるようになった。ビルマ族仏教徒は、ムスリム・コミュニティの政治的教育的熱意を肯定的に理解せず、ややもすれば敵対的な姿勢を示しはじめたという。

従ってビルマ・ムスリムは、コミュニティとしての特別議席を持たなければ、すべての公的および法的機関に実質的に代表を有しないことになってしまう。一般選挙区で、このコミュニティのメンバーが一人か二人当選したとしても、それは偶然のことである。ビルマ族仏教徒のかなりの部分にインド人に対する政治的敵愾心が増加しつつある状況で、ビルマ・ムスリムの候補者が立法参事会員に当選する見込みはなくなってきた、という。

また近年、このコミュニティのメンバーが、公共機関の職員採用に際して、外国人や越境者とみなされる傾向にある。自分たちは一面ではインド人ムスリムと似ているので、宗教や名前や服装を理由に、除外の対象にされてきた。このことは、子女教育の問題についても同様で、いくつかの教育機関への入学は、困難に直面しており、これはビルマ族仏教徒の子供には起こっていない、とする。

こうした理不尽なことが発生しないよう、このコミュニティのメンバーに、文芸および技術系高等教育のあらゆる機関や、教育委員会および大学の評議会に参加できる権利が与えられなければならない。このコミュニティのメンバーがほとんど加わらない採用選考委員会は、聡明で、将来有望で、当然選ばれるべきビルマ・ムスリムの青年を除外してしまう。そのため、いわゆる審査委員会方式は問題ありとせざるをえない。できれば公開の試験による候補者の選抜を提案したい、という。ここにはビルマ族仏教徒によって社会から排除されつつあることに危機感を抱き、この制度的解決へ向けての具体的提案が述べられている。

ただし、かれらは、同じ州にあつて、自分たちと命運を共にせざるをえないビルマ族仏教徒による、その政治的願望である自治政府 (Home Rule) の達成に向けての運動を邪魔しようとする意図はさらさらない、という。多数派コミュニティによつて公然と向けられる政治的敵意に直面するなかで、自らの立場を護るよう追い込まれたことに対し率直に反応しているに過ぎない、としている。ただ、この政治的敵意についての具体的説明はない。

ヒンドゥー教徒とは違う

ところがこの覚書より一週間遅れ、一九二九年二月三日付けで、上ビルマ・ムスリムに属するという人物五人の連名で、法定委員会の議長であるサイモン (J. Simon) に提出された文書⁽¹⁰⁾ はやや趣が異なる。フールスキヤップ紙四枚にダブルスペースでタイプ打ちされたものであるが、しかし、ビルマ・ムスリムとしての要求であることには変わりがない。

まず、一九二一年のセンサスによつたとする、表2の数字をあげ、このうちいわゆる中国人とその他のモハメット教徒はビルマで生まれているので、この地を故郷とするモハメット教徒は少なくとも今日およそ三五万人を数える。そして外国生まれのインド人モハメット教徒一六三、三八一人のうち、大多数は結婚によつてビルマに定着し、生活の必要上ビルマを本籍地としているので、「ビルマ・ムスリム」の範疇に含むべきであるという。つまり五〇万人に達するビルマ・ムスリムが存在し、それらの大多数はこの国で生まれ、他の残りもほかに故郷を持たない、としている。つまりラングーンのモスレム協会より、ビルマ・ムスリムの範囲を広くとつている。

| | | |
|-----|--------------------------------|---------|
| (a) | ザーバデイ (Zerbadi) | 93,227 |
| (b) | アラカンモハメット教徒 | 24,030 |
| (c) | ビルマ人およびカマン (Kaman) モハメット教徒 | 10,759 |
| (d) | ビルマで生まれたインド人モハメット教徒 | 202,890 |
| (e) | ビルマ以外で生まれたインド人モハメット教徒 | 163,381 |
| (f) | 中国人モハメット教徒 | 1,517 |
| (g) | その他マラー人, ベルシア人, アラブ人などのモハメット教徒 | 4,788 |
| 計 | | 500,592 |

表2 上ビルマ・ムスリムによるビルマのムスリム・コミュニティ人口

この五人が問題にするのは、ビルマ・ムスリムは計算上、大部分がインド生まれのヒンドゥー教徒にされてしまうことである。我われは人種 (race) の点からも、宗教の点からも、感情そして生活の外見からみてもヒンドゥー教徒と共通するところはない。かれらはインドを自分たちの母国とみなし、政治その他の問題に強い関心を持っているが、ビルマ・ムスリムはビルマを母国と考え、「ベンガル」湾をまたいだ問題には何の関心もない。それゆえ我われは、この国で政治的にインド人と一緒にされることに強く反対する、という。

すなわち、ここでの対立軸は、ムスリム対インド人ヒンドゥー教徒にあり、ラングーンのビルマ・モスレムの覚書にあった対ビルマ族仏教徒とは異なる。しかも人種別の識字率を問題にする際には、「ビルマ以外で生まれたモハメット教徒」すなわちビルマ・ムスリム」を峻別しているところから (後述表4)、やはり、ビルマ生まれのムスリムという出自にこだわっている。ただ、ラングーンの「覚書」は、

ラングーン・モスレム協会およびマンダレー・青年ムスリム連合 (The Young Muslims' Union) は、ビルマ州のビルマ人ムスリムなかでもっとも有力な組織であり、この二組織が他の代表的なムスリム長老と連絡をとっているのです、この州全体のビルマ・ムスリム・コミュニティが有する見解であるといってもよい

と述べていた。従ってこのマンダレーのムスリム有志は、ラングーンのビルマ・モスレム協会さらにはマンダレー・青年ムスリム連合には含まれていなかったと考えてよい。それにビルマ・ムスリムの数も両者の理解は、一方は

三〇万人、他方は五〇万人と異なっていた。これは、当時のビルマ・ムスリムの組織化が一九三四年段階にまでも達しておらず、統一見解も有するにいたっていないことを示している。

しかし自らのコミュニティを、双方ともビルマ・ムスリムと表現している。また後述のごとく、その二日後の一九二九年二月五日にラングーンでおこなわれたサイモン委員会による意見聴取のおり、証人に立ったS・A・ラーマン (Rahman) は、その日の朝の朝のマンダレーからの電報で、上ビルマ・ムスリムの意向を一任された¹¹⁾と語っている。他者をビルマ族仏教徒に設定するにせよ、あるいはそれを、対ヒンドゥー教徒インド人とするにせよ、ビルマを母国と主張しているところは同一である。しかもマンダレーのムスリム有志も、一九二三年に導入されたコミュニティごとに議席を配分する方式(後述)は存続すべきであり、その上で自分たちも個別のコミュニティとして扱われることを要望していた。ラングーンの協会も上ビルマ・ムスリムも全体としては同一のコミュニティ意識を形成していたことは間違いない。

我われはインド人に非ず

一九三四年末の決議文には、一九二二年のホワイト委員会に対しても意見を述べたと書かれていたが、そこでの内容について詳細は知りえない¹²⁾。しかしこれよりさらに八年前、インド帝国内における公共機関従事者の選任方法を検討する、公務員制度検討委員会 (The Public Services Commission) に一九一三年二月一日付けでビルマ・モスLEM連合のメンバーが提出した覚書がある¹³⁾。文書のタイトルには、「ザーバデイ・コミュニティのラングーン在住下記署名者による拙い覚書」とあり、メンバー一〇人の名のもと、代理人の法定弁護士チャールズH・チャンパ

グナック (Charles H. Campagna) を介して提出された。これは官報に印刷された委員会の公聴書に文書で答えたものとされる⁽¹⁴⁾が、ラングーンでおこなわれた意見聴取のおり、数人の参考人がインド人はビルマにおいてインド高等文官にも州の機関にも採用されることを許されるべきではないという意見を述べたことに「憤慨し」、この覚書を提出した、という。

ここには、もしそういうことになれば、インド人とみなされかねない自分たちにとっては、インド高等文官職や州の公共機関への扉がビルマにおいて今後閉じられることになり、さらにはすでにこうした公職についているザーバディは、自分たちの出生地であり永住地でもあるビルマから永久に追放されることになってしまう、という懸念が示されている。今日ビルマには数千人のザーバディおり、上・下ビルマのモハメット教徒の三分の二以上はこのコミュニテイに属しており、こうした人たちに苦難を強いることになる、とした。

続けて、イギリスによるビルマの併合前、多くのインド人のヒンドゥー教徒とモハメット教徒がビルマに移住してきた。これらのインド人はビルマ人女性と結婚し、そこで生まれた子供はインド・ビルマ族を意味するザーバディとして知られており、上・下ビルマに住むモハメット教徒の三分の二以上がこのコミュニテイに属している。中には、王国政府の大臣を務めた者もいた。つまりザーバディのムスリムはビルマを故郷とし、この国の人と結婚したインド人の子孫で、ビルマ語もヒンドウスターニー語も話すが、多くはビルマの衣服をまとう。インドに行ったこともなければビルマ以外に故郷を知らない、とする。

ザーバディとインド人の間には大きな違いがあり、後者は仕事その他の資格で短期間この国に来たものであり、単なる「渡り鳥」に過ぎない。コミュニテイのメンバーの多くはビルマ名を持ち、宗教を除けば他のいかなる点におい

てもその意思と目的においてビルマ族である。ビルマ州の職員にはザーバディ・コミュニティのメンバーが多く存在し、これらの人は政府にとって有用であり、ザーバディ官吏とビルマ族の間に摩擦や好ましからざることが存在したことはない、という。

ザーバディにはラングーン大学を卒業したものが多数おり、ビルマには三人の法定弁護士も存在する。ザーバディ・コミュニティには、多くの不動産を所有する有力で裕福なメンバーが多いので、この州の将来に重要な役割を果たすことになる。それゆえ我われは、願わくは委員会が上記の事項を確認し、証人としてこのコミュニティのメンバー幾人かを喚問していただきたい。そして公共機関の職員採用に関する法令が、我われのコミュニティにとって不利とならないようにしていただきたい、と訴えている。

これまでみてきた主張の基本がここにはあり、ムスリムであるがビルマを母国としており、言語や服装の点でもビルマ族と変わらない。それ故、ビルマ族とみなして欲しい、という。もし、公務員制度の改革によって、ビルマの政府機関には、ビルマ人しか採用されないような事態になったら、自分たちはインド人ということで排除されるかも知れない。だからといって、そうした制度がつけられるのを阻止するのではなく、自分たちの歴史や習慣等を提示することによって、ビルマ族であることを示そうとしているのである。

確かに一九一一年のセンサスでザーバディは、ビルマ在来の部族や人種 (indigenous tribes and races) とはみなされず、シークなどと共に、ムスリム部族 (Muslim Tribes) に分類されてくる [Census of India 1911: 146]。また一九一一年に創刊された権威あるビルマ研究協会の機関誌 (*The Journal of Burma Research Society*) の第二号に掲載された論文でも、「ザーバディは、もしモハメット教を信仰しているなら、ビルマ族のようにして、ビルマ語の

みを話し、宗教に関するもの以外はすべての点でビルマ族の習慣に従い、かつほんの少しかインド人の血がながれていなくても、ビルマ族とはみなされない。要するに、この言葉は人種ではなく、単なるコミュニティを指すものとして使用される」とある [Grant-Brown 1912:1]。

以上のように、ビルマ・ムスリムを名のる人たちによる政府への働きかけは、一九一〇年代における、我われビルマ族という主張からはじまっており、一九二〇年代から三〇年代前半にかけては、ビルマ族仏教徒からの排除と、自らのムスリム意識によって活発化していったことになる。

それでは自分たちはビルマ・ムスリムであると自覚し、その内容を定義しこれを周辺に訴えるようになったのはなぜか。コミュニティ形成の要因を検討する前に、まずその背景を次にみてみよう。

三 コミュニティ別選挙区の導入⁽¹⁵⁾

一八二六年に終結した第一次ビルマ戦争により、アラカンとテナセリウムがイギリス領となり、一八五二年の第二次ビルマ戦争により、ペグーがこれに加わる。この地は、一八二六年から一八三三年までベンガル総督参事会が組織した法制監視委員会のもとに置かれ、一八三四年から一八五二年末までは二名の、それ以後一八六一年までは三名の弁務官によって統治された。これら弁務官の横のつながりはなく、それぞれが独立し、ともにインド総督参事会の管轄下にあった。一八六二年には三地方が英領ビルマ州として統合され、以後弁務長官 (Chief Commissioner) によって支配されるようになる。

自治権の一部付与

英領ビルマ州の弁務長官はカルカッタにあるインド総督参事会の管轄のもとにおかれ、これは一八九七年まで続く。インド総督参事会の設置は、イギリス東インド会社に属していた領土が一八五七年イギリス国王に返上され、その四年後に制定された一八六一年のインド参事会条例に基づく。参事会はこれによって、インド国内の各種立法機関に非官吏代表制が採用されるにともない、常任議員五名および特別議員六名から一二名（ただしその半数以上は非官吏）によって構成されるようになる。そして一八九二年のインド参事会法によって、全州における立法参事会の定員が増加し、非官吏参事会員は選挙によって選ばれるようになった。しかしビルマ州はこれらの参事会に委員も議席をもっていないかったので、一八九二年の改革は適用されるにいたらない。

上・下ビルマの平定が完了し、統治機構が整備されるに及び一八九七年、ビルマ州の弁務長官は副知事 (Lieutenant Governor) となり、このもとに立法参事会が設置される。これによりビルマ州において法律の制定が可能となり、民間人が政治に参加することになる。この参事会は四名の官吏と、副知事が指名する五名の非官吏によって構成されていたが、しかし、いまだ選挙制は導入されない。また立法権にしてもかなりの制限があり、財政など重要事項はインドにある中央政府の扱いであった。

一九〇九年、インドにおけるモーリイ・ミンター改革の適用により、立法参事会のメンバーは一七名となり、このうち二名は選挙で選ばれるようになった。しかしその二名はいずれもビルマ在住のヨーロッパ人によって組織されたビルマ商業会議所 (Burma Chamber of Commerce) およびラングーン貿易協会 (Rangoon Trades Association) から選出されるというものであった。そして一九一五年になると、参事会のメンバーは三〇名に拡大されたが、選出議

員は依然としてこれまで同様の資格をもつ二名のままであった [Donnison 1953: 38-39]。

ところが、第一次世界大戦への協力と引き換えに、インドに対して責任政府の樹立を認めんとする動きの一環としてなされた、一九一七年のモンタギュー・チェムスフォード改革により事情は一変する。この改革は、州立法参事会を拡大し、中央政府には二院制の立法院が設置され、上院では二六名の任命議員と三四名の選出議員、下院一四四の議員のうち四一名が任命で、残りは選出議員からなるというものであった [チャンドラ 2001: 281]。

立法参事会選挙制の導入とナシヨナリズムの高まり

しかし、一九一九年インド統治法における知事州に関する規定は、この時ビルマに適用されなかった。もともとインドとは別のものであり、人種や政治の発展段階も、そしてそこに横たわる問題も同じではなく、ビルマは選挙制度を望んでいない、というのがその理由であった。これに対して、ビルマでは抗議運動が起こり、一九二一年ビルマ統治法が成立する。

しかし選挙資格の問題と「保留」事項および「移譲」事項との区別の問題は、ホワイト (A.F. Whyte) を議長とするビルマ改正委員会 (The Burma Reforms Committee) にゆだねられた。ビルマの民族主義団体は、こうしたお情けの施策に対する反対運動を起こしたが、結局、この委員会の決定に従ってビルマは一九二三年一月知事州となる。その結果、立法参事会は一〇三名に増員され、八〇名は公選となった。公選議員のうち五八名は一般選挙区から選出され、その他都市部インド人八名、カレン人五名、ヨーロッパ人一名、イギリス系ビルマ人一名とするコミュニティ別の選挙区と、ビルマ商業会議所二名、ビルマ人商業会議所一名、インド人商業会議所一名、中国人商業会議所一名、

ラングーン貿易協会一名、ラングーン大学一名の利害別選挙区が設定された〔外務省調査部 1942: 113〕。住民をエスニック・マイノリティや各種商業・教育団体に分断していくという施策がここに採用されたのである。

一九一九年のインド統治法案では、本法が通過して一〇年たったら、責任政治体制の進捗状況を検証すべく、法定委員会を立ち上げるようになっていた。これは二年早まり、一九二七年一月二六日に、サイモンを委員長として七名のメンバーからなるインド法定委員会が設置される。このサイモン委員会は、各派思想団体に十分意見発表の機会をあたえることを義務付けられており、ビルマ・ムスリムに対する意見聴取は、一九二九年二月五日、イギリス系ビルマ族協会、カレン民族連合(KNA)、ビルマのムスリム連盟とともに、ラングーンでおこなわれた¹⁶⁾。

サイモン委員会はその結論として、ビルマがインドより分離されるべきであるという勧告をおこない、これに対してビルマの立法参事会は一九二九年二月に賛成動議を通過させた。そして同じく一九三〇年八月には、本国政府に対してこの勧告書を早急に承認するよう要望書を採用している。これに対して、ビルマの反分離派勢力は、現在インドに提案されつつある「責任自治」の実現に、ビルマが共同歩調をとることを妨げるものであるとした。インドの民族運動は、大勢としてモンタギュー・チェムスフォード改革に反対し、実質的な自治政府(Home Rule)を要求していた〔チャンドラ2001: 278〕からいえる。

コミュニティ間の鏢迫り合い

このサイモン委員会の勧告において、ビルマ・ムスリムは特別の選挙区を得ることになっていた。しかしこの勧告書そのものが「あまりにも寛大すぎる」ということでお蔵入りとなり、責任政治体制にかかわる問題は一九三〇年

一月から翌年一月にかけて、ロンドンで開催された第一次円卓会議に引き継がれる。その中にビルマ小委員会が設置され、この中で原則分離が承認され、責任政府の実現に向かって憲政を推進していくこと、インド人その他のマイノリティの正当な権益は保護されるべきこと、などが決議され、これは第一次円卓会議の採決報告書の一部となった。

その後、分離した暁に、ビルマに付与される憲法の要綱について討議することを目的として、一九三一年の一月からビルマ円卓会議が開催される。イギリス側代表九名、ビルマ側代表二四名で構成され、後者にはインド人、中国人、カレン人、シャン人、ビルマ婦人などの代表が含まれていた⁽¹⁷⁾。ここにも民族別の「配慮」が見てとれる。分離といっても、もちろん、依然として「イギリス帝国の不可分の一部としてのビルマにおいて漸進的に責任政府を実現してゆく」[Christian 1942:67]ものであった。この会議で明らかになったことは、反分離派といえども、永久的なインドとの合邦を望んでいる訳ではなく、インドが正式に完全な自治領になるまでは、この関係を維持するというものであった。会議の結論として、ビルマの選挙民の投票にてこれを決することとなる。

この選挙はビルマ立法参事会の選挙とあわせて、一九三二年一月に施行された。結果、「ビルマの人々が承認できる憲法が与えられるまでは、分離に反対するとした」[ibid.:70] 反分離派が多数を占める。しかし一九三三年六月に開催された立法参事会の特別会議では、全議員が分離に賛成であることが明らかになり、結局この問題は、イギリス政府が決定することになってしまった。

そして一九三三年一月二九日から一九三四年六月一八日まで、イギリスの上・下両院議員それぞれ一六名からなる合同委員会 (The Joint Committee) が一五四回開かれ、一二〇名の証人から意見を聴取する。イギリス領インドからは二一名、インド土侯国から七名の代表が、ビルマからは、主要部族代表として一二名が選ばれ、委員会の会合

には一一回出席した [ibid: 71-72]。ちなみに一節で扱った各地ビルマ・ムスリム団体の決議文は、この委員会が出した報告書に疑義を提出したものである。

立法参事会議員の増加

一九三五年に成立したインド統治法によってビルマはインドから分離されることになり、一九三七年ビルマ統治法によってこれが実現する。懸案の選挙区画定問題はハモンド (Sir Laurie Hammond) を議長とする委員会にまかされ、これが一九三五年一月五日ラングーンを訪問する。一週間滞在してビルマ政府の統治法改正係書記官マクドウェル (R. G. McDowell)、および政党、利害関係団体首脳のうちから選ばれた州諮問委員会との協議によって決定された。

新設された議会は三六名の元老院 (上院) と一三二名による代議院 (下院) からなる二院制となった。上院は三五歳以上の者に限られ、半数は総督が指名し、あとの半数は下院議員の各派から比例代表制によって選出された。上院に欠員が生じた場合は下院における、前任議員の所属派から補充される。

また下院は二五歳以上に開かれ、一三二議席のうち九二は一般議席、残り四〇が保留議席で、これはコミュニティと特別利害団体に割り振られた。すなわち、カレン人一二名、商工業団体一名¹⁸⁾、インド人八名、ヨーロッパ人三名、イギリス系ビルマ人二名、インド人労働団体二名、ラングーン大学一名、非インド人労働団体一名という配分である。カレン人、インド人、イギリス系ビルマ人、インド人労働団体、非インド人労働団体は地域別選挙区を通して選ばれ、ヨーロッパ人、イギリス系ビルマ人の代表はビルマ全体をひとつの選挙区として選出されることになった。

エスニック・コミュニティや利害団体の選挙人名簿 (communal electoral roll) に記載されるものは、それぞれそ

の関係団体に属する者のみに限られる。従ってこれに属する者は、一般の選挙区において投票する資格をもたない。この時、選挙権者は、全人口の一六・九パーセント（都市人口の一・七パーセント、農村では二〇パーセント）から、二三・二六パーセントに増加した〔Christian 194289〕。

以上の如く、イギリス植民地下のビルマでは、一九二〇年代から立法参事会の議員が選挙によって選ばれ、被植民地の住民が大臣その他行政の要職に就くことが可能となる。しかし、ここにはエスニック・コミュニティや利害団体ごとの選挙区が設定された。しかも、どのコミュニティや団体に、どれだけの選出議員数を配分するかは、一応住民代表の意見を聞きつつ進められたので、かれらは自らの範囲と利害を明確にし、個別選挙区確保へ向けて政府へのはたらきかけを展開したのである。立法参事会は、一九二三年の統治法であれ、一九三七年のそれであれ、その権限は大きく制限されたものであったが、当時としては、州政や国政の最重要な議決機関であった。ここに自らの代表を送り込むことができるか否かは、いわば当該コミュニティの明暗を左右するものとして受けとられていたはずである。

四 一元的支配とナショナルリティそしてエスニシティ

ビルマ・ムスリムからの要望は、どの段階においても結局採用されなかった。一九三二年一月に結審したビルマ円卓会議⁽¹⁹⁾の報告書には、その理由として、ビルマ・ムスリムはカレンに与えられる議席の半分もしくは、インド人のための議席から最低でも四〜六の配分を願い出たが、インド・ビルマ混血をインド人コミュニティから区別してしまうことになるとして、この提案は後者によって反対されたことをあげている〔Burma Round Table Conference

Proceedings 1932: 114]。先のサイモン委員会でも、意見を求められた、ムスリム連盟のモハメッド・アウザム(Mohammed Auzam)は、ビルマ・ムスリムと他のムスリムのため、ビルマで別々の選挙区を設定することは好ましくなく、一本化したものが必要である、としていた²⁰。

インド人の反対

インド人側の反対があったことは、決議文が提出される契機となった合同委員会の報告書が作成される過程で、この判断材料とすべく、ビルマ政府の改革局(Reform Office)から、一九三二年一月一日に提出された「マイノリティの代表権に関するビルマ政府の覚書」(秘)²¹にもある。まず個別選挙区が、マイノリティについてはヨーロッパ人コミュニティ、イギリス系ビルマ人コミュニティ、カレン人コミュニティ、インド人コミュニティ、利益団体についてはラングーン大学、ビルマ商業会議所、ビルマ人商業会議所、ビルマ系インド人商業会議所、中国人商業会議所、ラングーン貿易連合会に設定されるのは問題ないとする。

そして、ビルマ・ムスリムによる個別選挙枠の要求については、以下のような考えが示される。一般にビルマのムスリムは、ザーバディとアラカン・モハメット教徒と純粹のインド人からなる。しかし、インド人に与えられるべき代表権の規模を決定するために、この純粹インド人ムスリムはインド人の人口に含めてある。これまでビルマにおけるインド人は、立法参事会への代表を選ぶという目的のため、ヒンドゥー教徒とムスリムを区別してこなかった。この観点は、継続されるべきである。変更を必要とする現実もないし、インド人の中にこうした区分を設けなければならない理由はない。

ザーバディとアラカン・モハメット教徒に関して、総数は一七八、〇〇〇人である。アラカン・モハメット教徒（アラカン・カマン族とミエドゥー族²²を含む）は概算で五九、〇〇〇人を数え、居住地は事実上アラカンに限定されている。ザーバディは約一一六、〇〇〇人でその広がりには、アラカン四、〇〇〇人、ペグー二〇、〇〇〇人、イラワジ八、〇〇〇人、テナセリウム三六、〇〇〇人、マグエー三、〇〇〇人、マンダレー三八、〇〇〇人、ザガイン七、〇〇〇人となる。ザーバディはビルマ族によってビルマ族として認められており、これまで一般選挙区のなかでかれらは、数に不釣り合いな代表者を確保してきている。

もし個別の選挙母体が認められると、人口比でザーバディとモハメット教徒は、代表の一・五パーセント、すなわち下院を二三〇議席と仮定すれば、これらに二議席が与えられることになる。しかし、かれらの分散具合からすれば、個別の選挙区を用意することは困難であり、郵送投票による選挙も実行できそうもない。

要するに、

- (a) 現在個別の議席が与えられていない
- (b) 個別の選挙母体を拡大することに対する強い反対がある
- (c) ビルマ・ムスリムは実際明確に他とは異なるコミュニティとなっていない
- (d) かれらは分散しているので、議席をもった選挙区を構成することができない
- (e) ビルマにおいて他のムスリムからビルマ・ムスリムを分離することと、ヒンドゥーとムスリムを分けることについては異議が示される

という理由でビルマ・ムスリムにたいして個別の議席は認められるべきでない、とされた。つまり数の上では、個別

選挙区を設定することはできるが、宗教や人種の問題が複雑化していくことを考慮すると、あえて踏み切ることではないと判断されたのである。とはいいつつも、カレンには個別の選挙区を与えており、ここには宗教や民族をめぐっての政治的思惑が強く働いていたと考えざるをえない。

統治の手段としてのセンサス

宗教や人種の問題が起るるのは、これによって住民を識別して数値化し、これを念頭に置きつつ政策を展開してきたからである。英領下のビルマにおける最初のセンサスは一八七二年で、その後一八八一年におこなわれてからは、一〇年ごとに実施された。ただ最初の二回すなわち一八七二年と一八八一年は下ビルマだけで、全土が対象になるのは一八九一年以降である。また民族構成についての調査は紆余曲折・試行錯誤を繰り返し、最初から項目や基準が定まっていた訳ではない。一八七二年は民族および人種ということで、主として宣教師の文献を参考にカテゴリーが設定された。そして一八八一年はこれに対応するものとして、母語と出生地の組み合わせによる分類を実施する。

しかし、親の言語や出生地では、民族や人種は特定できないとして、新たにカーストと人種という項目が登場する。ただカーストはビルマにおいてあまり意味をなさないことがわかり、一九〇一年にはカースト、人種に加え部族なるカテゴリーが加わり、不十分としながらも「科学的」手法つまり民族学の手法が導入されていく。この方法は一九一一年も継続されるが、一九二一年には人種と部族、一九三一年には人種のみとなった。このように民族や人種の区分線は、最初から決まっていたのではなく、何度も引き直され、作りあげられてきたのである。

ザーバディという部族名がはじめて登場するのは一八九一年のセンサス報告書である。インド人男性とビルマ人女

性の間にできた子供のこと、仏教徒その他も存在する。ただし、モハメット教徒の父とビルマ人女性の子供で、モハメット教徒として育てられたザーバディが最も多い。これがビルマの住民のなかで、次第に目につくようになり、ザーバディといえ、この人たちが指す場合が一般的とされてきた。ビルマ風の服装で、ビルマ語を話し、かれらはすでに一八九一年段階で、ビルマ人とみなされないと「かなり立腹した」という [Government of India. Census of 1891: 55,72,91]。

一八七二年のセンサス段階でも、こうした住民は存在したはずであるが、在来の現地民ムスリムはアラカンムスリム (Arakanese Mussulman) の、六四、〇〇〇人存在するとしていた [Census of British Burma 1872: 30]。そして一八八一年にはインド・ビルマ族というカテゴリーにこれを含める。しかし一八九一年にはこれに対応したザーバディという人種名があらわれる [Census of 1891: 212] が、ここでは仏教徒の二四人がこの項目に示されたのみであった。その後一九〇一年、一九一一年はムスリムが人種ではなく部族として扱われたので、これもそのように区分され、一九〇一年は二〇、四三人、一九一一年が五九、七二人となる。この数字は、一九二一年のセンサス報告によると、信頼に欠けるとされているが、当時はそのよう把握されていた訳で、急速に増加してはいるがマイノリティであると認識されていたことは間違いない。そして、再び人種として分類されるようになる一九二一年には九四、三一人、一九三二年には一二二、七〇五人となる。こうした数のうえでの急激な増加の背景には、ビルマ・ムスリムなる人種意識の増加もあったであろうが、やはり数え方の変化によるところが大きい [Census of India 1931: 231]。

一九二一年センサス段階では、ビルマ・ムスレムというカテゴリーを求める動きがあったり、一九三二年時には、ビルマ・ムスレム協会が、ビルマに永住しているムスリムに、センサスの際には、ビルマ・ムスリムと回答するよう

に呼び掛けるリーフレットを発行したりしている（後述）。これはすぐさま禁止され、センサスにはそうした基準は設けられていないとのプレス・コミュニケが出された「*ibid.*」。ここにいたってセンサスは、エスニック闘争の場という性格を帯びはじめる。これは先にみた決議文や覚書もセンサスの数字を引用し、これを根拠に自らの要求を提示していたことから明らかである。

そもそもザーバディなる人種（部族）名は、王国時代、世界に存在するとされた「百一の人種」名に登場しない。一九世紀前半の分類に従えば、ビルマ・ムスリムに相当する人は、バティー、あるいはカラーで総称されたりカラビョーと呼ばれたりしていた²³。この名称が、そのまま横滑りすることなく、植民地時代にはザーバディや、さらにはビルマ・ムスリム（ミャンマー・ムスリム）という人種名が使われようになった訳で、前近代と近代において、呼称の社会的意味に断絶があったとみなければならぬ。ビルマやモンやシャンについても同様で、その系統分類は王国時代と植民地期以降とは異なり、元来そのような人種や部族が存在したという理解はまったく成り立たない。民族や人種による住民の分類基準は、原初的に定まっていた訳ではなく、何をもって何部族や人種とするかについての見解は、植民地期になって形成されていったと考えたほうがよい。

行政制度による分断

民族や人種意識が統治行政にに応じて形成されていくのは、ムスリム・コミュニティをめぐるインドの例からも明らかである。一九〇五年にインド総督のカーゾンによって出されたベンガル分割令は、ヒンドゥーとイスラームの対立を先鋭化させていた。単一の州政府が効率的に統治するには、既存のベンガル州はあまりにも広大であるというのが、

その表向き理由であったが、その実、当時ベンガルを中心に展開されていた民族主義運動の高揚を抑えようとするものであった〔チャンドラ 2001: 250〕。

一方で、これはベンガルを領域的のみならず、東ベンガルではムスリムが、西ベンガルではヒンドゥーが卓越していたこともあり、宗教的な境界線で分割しようとする意図もあるとみられていた。民族主義者はスワデーシー運動を展開しつつ、これに反対したが、ダッカのナワーブ（太守）に率いられた中・上層のムスリムは、東ベンガルがムスリム多数州になるということでこれに賛成し、インド総督もこうした動きを歓迎した。結果として分割後、東ベンガル政府は、スワデーシー運動を弾圧し、ヒンドゥーとムスリムの分断はすすむ〔チャンドラ 2001: 251-254〕。

そうしたなか一九〇六年に全インド・ムスリム連盟 (All India Muslim League) が、アガー・ハーンやモホスイヌル・ムルクらによって結成される。親英的でベンガル分割を支持し、政府職におけるムスリムへの優遇措置を要求していく〔チャンドラ 2001: 268-269〕。そして一九〇九年のモリー・ミンター改革のとき、立法参事会の議員選出のため「さまざまな知的専門職、地主、ムスリム、ヨーロッパ人商人およびインド人商人が代表を送るための」特別規定が設けられる〔サルカール 1993: 191〕。ムスリム代表や利害団体のため特定数の議席が保留され、これは別個の選挙区から選出されるようになる。ヒンドゥーとムスリムの政治的、経済的利害は異なり、少数派であるムスリムを保護するというのが名目上の理由であった〔チャンドラ 2001: 259〕。

ヒンドゥーとムスリムの境界はこうして、際立っていく。ビルマにおいては、一九三二年の「マイノリティの代表権に関するビルマ政府の覚書」にあったように、宗教によるコミュニティ間の対立は抑止しようとしていたが、住民支配にエスニックな区分を、一九二三年に持ちこんでいた。それは単に、外国人と現地人というのではなく、現地人を制

度的にエスニック・グループ別に色分けし、それぞれ異なった扱いをしようとするものである。

ビルマで立法参事会の議員が選挙によって選ばれ、そこにコミュニティ選挙区が導入されるようになるのは前述の如く、一九二一年のビルマ統治法によるものである。その準備段階において、インド総督のチェルムスフォードが、インド事務相のモンタギューに出した提案書⁽²⁴⁾によれば、この法案が審議される過程で、次のような議論がおこなわれていた⁽²⁵⁾。

少数民族間としての自覚

コミュニティ選出議員の導入については、モリー・ミンター改革に際して、モハメット教徒やパンジャープ州におけるシーク教徒の利益のためにその計画をしぶしぶ認めざるをえなかった。ビルマおいての問題は、これといささか異なる。ビルマ人⁽²⁶⁾という言葉は、ビルマ在来の人種を含んでいるが、ヨーロッパ人やイギリス系インド人（イギリス系ビルマ人を含む）、インド人それに中国人はこれから除外される。しかしながらこれらの人種はこの国の貿易や事業に重要な位置を占めているので、州の立法議会に何らかの代表権を持つことを否定することはできない。ラングーンやマンダレーの市政委員会のメンバーになることはすでに認められている。さらにここでの懸案事項は責任政府の導入に関するものであり、問題にすべきは、議員における官吏と非官吏の割合、および一般人によって選出される議員の中に、ヨーロッパ人、イギリス系インド人、インド人そして中国人の利益を代表させるのがよいかどうか、ということである〔*Proposals* 1920:17〕。

また非ビルマ族在来人種については、アラカン人とカレン人が数の上で卓越している。アラカン人は、アラカン管

区の地方および都市部で選出されるので問題はない。「カレン人は教養があり教育を受けている」が、下ビルマのいろいろな県に分散しており通常の方法では、確実に代表権を得ることができない。他の人種や利益団体も同様に代表権を得ることができないだろう。それゆえ五議席を、選挙によって十分代表権を得ることができない人種、コミュニティおよび利益団体のために確保されるようにした方がよい [ibid.17]、とされていた。

そして一九二一年一月に出されたホワイト委員会の報告書⁽²⁷⁾では、少数民族に特別枠を設定することについては、ビルマ族の反対があったが、ヨーロッパ人とイギリス系インド人は一般選挙では、選ばれそうもない。またインド人とカレン人のコミュニティはこの州の将来に密接に関係しているし、現在のナシヨナリズムの興奮が鎮まった時には、ビルマの政治に一定の場所を確保することが期待されている。それゆえ、ある一定の議席を与えることが望ましい。カレン・コミュニティについては、その主張はもつともであり、五つの県に特別の選挙区を与えるべきと考える。またインド人についても、それぞれ個別選挙区が与えられてもよからう。他のコミュニティにあつては、その要求を受け入れることに実質的意味を見出せない⁽²⁸⁾。

以上のような議論を経て、結局三節でみたように、インド人、カレン人、ヨーロッパ人、イギリス系ビルマ人に対してコミュニティ別の選挙区と、ビルマ商業会議所などのため六つの利害団体別の選挙区が設定されることになった。インド本土と異なり、ムスリムを優遇するという措置は講じられなかったが、政府にとって重要なエスニック・コミュニティに配慮した政策がとられたのである。

五 ビルマ・ムスリム・エスニシティの形成

イエガーは、植民地化以前からビルマに暮らしていたムスリムが、ラングーンにビルマ・モスレム協会を結成するのは一九〇九年二月一二日で、すでに形成されていた、インド人ムスリムによる子弟教育や親睦組織に倣つてのことであると云う [Yegar 1972:57]。

視線の共有

しかし、そこには政治的思惑があったことは否めない。一九〇六年に設立された全インド・ムスリム連盟が、優遇措置をもとめて、インド帝国の各地で集会をひらき、ラングーンでもそうした要求が決議されていた [Malik 2007: 177]。こうした運動が一定の成果を上げ、別個の選挙区の獲得につながつたのである。一九〇九年にはラングーンに連盟の支部が作られ [Taring 1994: 307]、同じムスリムであるが、こうした動きに包摂されることを嫌つたビルマ・ムスリムが、個別の組織を立ち上げたものと考えられる。

一八九一年のセンサス時、ザーバディはビルマ人とみなされないと立腹したというが、その理由は記されていない。たぶんインド人とされること忌避したものと考えられる。一八八六年以降、植民地支配が本格化する過程で、上・下ビルマの各地では反政庁蜂起が相次いだ。反乱軍は敵を「カラー」や「外道」とし、住民がこれに与したばあい、それも襲撃の対象とした [伊東 2003]。外道は、この場合キリスト教徒であり、カラーは西洋人やインド人を意味するが、当時、軍隊や警察官の主要構成員はインド人であり、これらが税の取立ての暴力装置として機能していたことも

あり、憎悪の対象になっていた。ビルマ人による反インド人感情は、こうした構図のなかで出来上がっており、ビルマ・ムスリムがインド人とみなされることに危機感を抱いていたものと考えられる。

一九〇九年にビルマ・モスLEM協会が立ち上げられたのも、インド人との間に線を引きたかったからであろう。その後、公務員制度改革に向けて一九一四年に、自らの立場や権利を守るため覚書を自発的に提出するものも、いささか被害妄想的ではあったが、こうした情勢に敏感の反応した結果であったと考えられる。この段階では、まだ公式にザーバディを使っており、ビルマ・ムスリムという呼称は政府によって認定されていなかった。ビルマ・ムスリム・コミュニティは自称数千人であり、この覚書を提出したのは有志一〇人に過ぎない。各地にこれと同じような団体が形成されてはいなかったようで、一九一八年度の行政報告書には、ビルマ・モスLEM協会のメンバーは一六七人で前年度は一七一人とある [R4B 1918-19: 135] ⁽⁸⁷⁾。

非インド人

一九一九年インド統治法改正にともなう一九二二年のビルマ統治法は、住民が選挙によって立法参事会へ参加する道を開いたが、選挙区にエスニック・コミュニティや利害団体の枠を設定した。この折、「ビルマ・ムスリム・コミュニティは、きたるべき改正にビルマ族や仏教徒同胞に与えられるのと同様な権利と特権が与えられるよう嘆願」⁽⁸⁸⁾ [Addresses 191894] しており、ビルマ族としての扱いをもとめていた。カレンの例に倣い、この枠の獲得をめぐって、ビルマ・ムスリムは一挙に政治化の度合を強めていく。先述の如く、この統治法は一〇年後に見直すと約束されていたため、この段階でなしえていなかった議席枠の獲得をめざし、コミュニティ活動が展開されていったものと考えられる。

千人あたりの識字率

| 人 種 | 男 | 女 |
|----------------------------|-----|-----|
| ビルマ | 587 | 122 |
| アラカン | 479 | 60 |
| タライン | 402 | 101 |
| カレン人仏教徒 | 211 | 49 |
| カレン人キリスト教徒 | 393 | 277 |
| インド人キリスト教徒 | 496 | 296 |
| ビルマで生まれたヒンドゥー教徒 | 206 | 57 |
| ビルマの外で生まれたヒンドゥー教徒 | 287 | 85 |
| ビルマの外で生まれたモハメット教徒 | 359 | 83 |
| ザバディー・モハメット教徒つまり「ビルマ・ムスリム」 | 401 | 163 |

表4 マンダレーのムスリム有志による識字率理解
(註) タラインはモンのこと。

そして、一九二九年の法定委員会に対し、ビルマ族仏教徒の圧力やヒンドゥー教徒インド人と同一視されることから自らの立場を守るため、正当なる政治的権利と「無力なマイノリティ」に必要な保護的措置を要求する。具体的には、すべての県および町区委員会、村落委員会、教育評議会、市政機関、公共機関、そして州立法参事会などの議席それぞれに、一〇パーセント程度の特別割り当てを掲げた。かれらは、国家建設の過程で、非コミユナルな議席配分の原則が望ましいことは百も承知であるとしつつも、兄弟であるビルマ族によるビルマ・ムスリムのメンバーに対する態度が、自分たちを不安に陥れるので、政府機関の役職をコミユニティの数に応じて選ぶようにしてほしいと訴えたのである。ビルマ族であるという主張から一転して、ビルマ族仏教徒との違いを鮮明に打ち出すにいたった。ただ、この段階では、未だ地域ごとに必ずしも組織化がすすみ、統一した運動が展開されていた訳ではなかった。

この一〇パーセントについては、同時期、例のマンダレーのムスリム有志も要求していた。かれらはその根拠として、識字率に関するセンサスの数字(表4)を問題にする。ビルマ・ムスリム・コミユニティの男性はビルマ人、アラカン人、タライン(モン)人、インド人キリスト教徒を下回るが、女性の教育程度はその頂点に立つとした。たしかにビルマ・ムスリム女性の識字率は、数字のうえではカレン人キリスト教徒とインド人キリスト教徒を下回る。しかしカレン人キリスト教徒とインド人キリスト教徒

は、カレン人とインド人のあいだでは、ほんの一握りに過ぎない。もしカレン人、インド人、そしてビルマ人ムスリム全体で、これらを比較すれば、ビルマ・ムスリム女性がもっとも高くなるという。こうした分析の当否はさておき、かれらもまた、政庁にならって仏教やヒンドゥー教など、宗教を基準としてその民族性を判断し、自他の境界を定めるようになっていたことがわかる。

組織化

そしてこの頃になると、インド人ムスリムとの違いも鮮明に打ち出すようになった。ビルマ・ムスリムは、かねてよりビルマに設立されていたイスラーム学校で、アラビア語に次いでウルドゥー語が重視されていたことを問題にし、これにかえてビルマ語を教授することを主張しはじめる。一九二九年の二月二六日ペグーで開催されたビルマ・イスラーム教育会議のおり、これを提案するもインド人代表の反対にあったことにより、この会議をポイコットして、新たに独自の「全ビルマ・ムスリム教育会議 (All Burma Muslim Educational Conference)」を立ち上げた。本部をタウングーに置き⁽³¹⁾、ビルマ語によるイスラーム教育を推進し、ビルマ語での『ビルマ・ムスリム雑誌』も発行されるようになる [Tin U 1995: 62-63]。

この新教育会議は、一九三二年のセンサス時において、ビルマ在来の住民としてのビルマ・ムスリムというカテゴリーを設けるよう、当局にはたらきかけ、ビルマ・ムスリムに対しては、ビルマ人であり宗教はイスラームと回答するよう呼び掛けている [ibid: 63-64]。そして一九三〇年一月に、モールメインで開催された第一回全ビルマ・ムスリム教育会議大会では、ビルマ政府がビルマ・ムスリムをひとつの人種として認定し、社会、教育、経済において個

別に対応するよう、また、ビルマにあるイスラーム学校において、アラビア語は別として、ビルマ語によって宗教教育をおこなうことを義務付けるよう、決議した。

そして、一九三一年一月のビルマ円卓会議でも、ビルマ・ムスリムに議席が配分されることにならなかったことを受け、その翌月の二八日から二九日にかけて、全ビルマ・ムスリム教育会議は第二回の大会をヤメーディンで開催する。ここにはビルマ・ムスリムの当代知識人が参集し、トゥーリヤ新聞社も招かれた。一二月二六日の「トゥーリヤ」紙では、この件を一面トップで大々的にとり上げている(図1)。ここには、インド・ムスリムと袂を分かち、前年に全ビルマ・ムスリム教育会議を立ち上げたこと、その最たる理由はビルマ語による教育を推進することになったこと、これはきわめてまっとうなことで、それはかれらがビルマ在来の住民であり、我々もイスラーム教などにこ



図1 ビルマ・ムスリムの動きを大々的に報じたトゥーリヤ紙の記事

だわらず、来るべき立法参事会の選挙では同じビルマ民族として手を携え、これを繁栄に導くべく団結の道をさぐっていくという意味で、この大会を大いに歓迎したい、としている [Thiruvira : 26; Dec. 1931]。ビルマ・ムスリムの活動や思想を広く知らしめたという意味で、この記事の意味は大きい。

ここでの決議文には、センサスにおいて政府は我われをビルマ・ムスリムとして登録するよう、そしてウルドゥー語の否定を通してインド人ムスリムとの決別が明確に示されている。一九三二年五月一八日タウンゲーで開催された第三回大

会でも引き続きウルドゥー語問題が議論された。またこの時、政治の一大問題となっていたインドからの分離について、インド人の影響が排除できるという意味でこれに賛成し、G C B A（ビルマ人団体総評議会）に倣い、「ビルマ・ムスリム団体総評議会」（G C B M A）を立ち上げ、二人党³²と協調して中央政治にも積極的関与していくことにならる [Tim U 1995: 71-73]。

非ビルマ族

そして、サイモン委員会以来、紆余曲折を経た、ビルマに関する新統治体制が一九三四年の合同委員会で、その骨格が定まる。これに、ビルマ・ムスリムの要望が受け入れられていないことが判明するや、一節で扱った抗議活動が展開されたのである。ただ前述のように、全ビルマ・ムスリム教育会議やビルマ・ムスリム団体総評議会が組織されていたにも関わらず、各地の団体が完全に統合されていたとはいいがたかった。

しかしここで提出された覚書には、自らは宗教が異なるだけで、ビルマ族であるとしていたが、その一方で、これとは区別して独自の代表を、当時住民が唯一国政に関与できる立法参事会へ代表を送り込もうとしているのは、「感覚からいっても政治的見解においても真のビルマ族」とは考えていないからであろう。その数が三〇万人に達することについて政府側は否定していたし、全国的にみて一枚岩の組織が成立してはいなかったが、宗教そして思想・信条・習慣・伝統などの着目し、ムスリムであるがインド人とは明確に異なるとする、ひとつの政治集団としてのエスニシテイが、ビルマの中にまぎれもなく形成されていたとみてよい。

おわりに

植民地ビルマにおいて、ビルマ・ムスリムというエスニシティが形成される契機は、まずインド帝国内でムスリムがムスリム・コミュニティとして出現したことにある。その主要な原因のひとつに、インドの植民地政府がこれを公式に認知し、その個別利益を擁護したことにあるといつてよい。これがビルマにおいてビルマ・ムスリム協会の設立を促す。すでにそこでは、多数派ビルマ族の宗教や習慣を基本とした政策が展開されており、当初は単に非インド人としてこれに含まれるべく、そして後にはこれとは決別し、非インド人ムスリムとして、各地に同胞を発見しつつ新たなエスニシティを形成したのである。

植民地下に限らないことであるが、中央集権化政策は言語、制度、習慣などの一元化を通して進められる。この過程で、政府や社会に対する不満は、言語や習慣の違いに着目し、これによって自らの境界を設定した集団を作りあげていく。こうしてひとつの支配空間つまり政治空間に、文化の違いによる多数派と少数派が生み出される。もちろん政策は多数派を意識して進められ、少数派は諸権利の保護、社会的格差の是正を、これまた文化の違いを楯にしてと覚えていくが、それは実現しない。いまや多数派は、少数派と資源を争奪する関係になっていくからである。また多数派は少数派を鏡として自画像を形成し、これを自らのアイデンティティ形成の拠り所としているからに他ならない。そのため少数派は消滅することなく、新たな集団が次々に生み出されていく。

何をもってひとつの民族・人種と定義するかにもよるが、英領ビルマでは宗教が最も重要な要因と考えられていた。同一地域に居住し、経済生活や風俗・習慣をともししてきた歴史や言語を重視する例もあるが、ここでは宗教が注目

されたのである。これはイギリスがインドやビルマを支配する際に、先ずもって宗教に着目し、とりわけ民事についてはこれを当該の宗教法によって処理しようとしたことに因ろう³³⁾。宗教を中心として分類した「人種」や「部族」によって法の適用を変えるのは、中央集権の一元化によって起こる不満に配慮したものであつて、「分割支配」のために意図的におこなつたものではない。マイノリティへの配慮や「分割支配」は、むしろ住民を「平等に」支配しようとしたところから生じたものである。

エスニシティの境界線は、中央集権化によって生み出される。もちろん、この線が際立ち、相互の対立に発展するのは、一定の政策の結果であることは間違いない。よく植民地政庁による「分割支配」がその後の民族問題の原因であるという。宗教や民族、地域、カーストごとに支配を変えたことによつて、コミュニティな対立が生まれたとされる。しかし、これでは植民地支配を受けていない国での民族問題の発生を説明できない。また「分割支配」パラダイムは、本来的に民族や人種の区分が存在していたという理解が前提となつてゐる。平等という原則のもとにひとつの文化に基づく一元的支配をおこなない、そこに出現した「文化」に配慮した政治を行った結果、住民もまたこうした視線を共有するにいたつたのである。

主要民族のナシヨナリズムが、その胎内にエスニシティを作りあげていくという考え方もある。たしかにインドにおいてムスリム優遇策がはじまる以前からコミュニティな問題は発生してゐた。一八九〇年代インド全土で反牝牛屠殺運動が広まり、これはムスリムを対象としたものであつたという「チャンドラ2001: 271」。ラングーンでもすでに、これを原因としたヒンドゥーとムスリムの抗争が、一八九三年六月に発生し、鎮圧に乗り出した武装警察の発砲に死者一五名負傷者九名を出している³⁴⁾。

また一九一〇年代以降、デルタにおけるフロンティアの消滅により、すでに「インド人のまち」となっていたラングーンにビルマ人が流入し、その都市開発によるいびつな居住空間の形成を背景として、一九三〇年には仕事の奪い合いに起因したインド人排撃暴動が勃発する〔長田 2016〕。

それに、反英蜂起は一九世紀末から散発的に発生していたが、二〇世紀の一〇年代から、農村部においてはウインタース・アテイン（民族主義者の結社）と呼ばれる政治団体の活動が盛んとなる。一九二〇年には、都市部において反英・民族主義勢力の連合体であるG C B Aが結成され、農村部のウインタース結社と結びつき全国にひろまっていく。そして、僧侶の政治的組織であるG C S S（サンガ団体協議会）の主導のもと、ウインタース結社に加わった農民大衆の活動が活発化する。こうしたなか個人の苦楽は、前世の因縁や自己の積んだ功德によって規定されているという考え方から、自己の生活が困窮する原因を作っているのは、税金を払っている国家であるという認識へ変化しつつも、三〇年代はじめまでの民衆運動は、仏教的倫理規範を中核として展開していた〔伊東 1994〕。ビルマ族仏教徒を中心としたナシヨナリズムの胎動ともいうべき状況が、ビルマ・ムスリムに危機感を抱かせ、かれらをして、植民地政府への保護を訴えることになったことは十分考えられる。マイノリティとしてはこれ以外に、自らの存在を主張し守ってもらう以外方法はないからである。しかし、ビルマ族ナシヨナリズムを生じさせたのもまた植民地政府による統治の結果である。「異民族」の支配によって、自然に仏教徒ナシヨナリズムが生起したのではない。植民地政府が、宗教を中心とする民族観をもって、支配にのぞんだことが、そもその原因であった。宗教を民族なる共同体の性格を決定する重要な要素と考えた結果であるといつてよい。日本人は神道、中国人は道教、儒教、イギリス人やフランス人はキリスト教などによって理解できるとし、ネイションは、これに加え言語、風俗、習慣、経済生活など本源的紐帯によってなり立っていると考え、植民

地的収奪を正当化する政策を打ち出し、これを実行していった。ビルマ人は仏教を信仰する民族であると定義された結果、これを受け入れた側も自らの「文化」は仏教に根差すと考え、反政庁運動を展開していったのである。ビルマにおける民族運動の嚆矢とされる団体が、青年仏教徒連盟（Y M B A）として誕生したことはそのことを如実に示している。このことが結局、政治過程のなかでビルマ・ムスリムを析出していったといってもよからう。

もちろんこの過程において政庁は、必ずしもそうした性格を有しない植民地運動があったとしても、仏教復興をとなえ、仏教僧が中心になった運動としてこれを理解していった。被支配者側においても、仏教徒ビルマ人という自画像が作り上げられていく過程で、当然のことながら非仏教徒は周縁化されていく。微妙な立場に立たされたビルマ・ムスリムは、マジヨリティの一員に加えてもらうため、当初はビルマ文化を受け入れていることを強調し、同時に植民地期に入ってきたインド人との差別化を図ろうとしたのである。そういう意味では、キリスト教ビルマ人も同じ問題を抱えていた。しかしこれはその数あまりにも少なく、その政治的経済的意味も重視されず、植民地政府の注意をほとんど引かなかつた⁽³⁵⁾。ビルマ・ムスリムも結果的に、これと同じ扱いを受けたのである。

ネイションやエスニシティは、その本来的に有する性質により、近代になって自然に姿を現したのでない。「文化」をパラメーターとした二元的支配のもとで生成する。しかもビルマの場合は、自治権が徐々に拡大されはじめた一九二〇年代における統治制度の改革が、エスニック・グループの生成に大きくかかわった。ここではビルマ・ムスリムの事例でこのことを検討してきたが、ビルマのナショナリズムがこの時期活発化するのも、同じ事情によるものと考えられる。これはカレンやモン、それにシャンなどのエスニシティについても同様であろう。それぞれ個別に、如上のような検討がなされるなら、エスニシティの生成についての歴史化がさらに明確になるに違いない。

註

- (1) 以下、植民地文書にあらわれる Burma Muslim はビルマ・ムスリム、Burmese Muslim はビルマムスリム、Burma Moslem はビルマ・モスLEM、Muhammadan (Mohammedan) はモハメット教徒と表記する。ただし、本稿の考察で明らかになるが、すくなくとも一九三四年段階まで当事者は Muhammadan (Mohammedan) 以外は Burma Muslim (Moslem) と Burmese Muslim は区別もビルマ語で *Myanna Muslim (Mosalm)* とし、それぞれ別物として使い分けてはいなかった。ちなみに、現在の *Myanmar* とビルマ (*Burma*) は、この時代にあつては、文書によつて混乱はあるものの、通常 Burmese (ビルマ人) と Burman (ビルマ族) で使い分けられており、本稿ではこの用法を使用する。
- (2) Reactions and Representations in Burma. Following Publication of Report of Joint Committee on Indian Constitutional Reform IOR: M/1/100 P. & J. (B) 788.
- (3) 具体的には、The Whyte Committee on Burma Reforms, The Royal Indian Statutory Commission, The Burma Round Table Conference など三つの会議体。
- (4) シルト語によるムスリム教育を行う学校のシラ (後述)。
- (5) To Right Hon'ble Sir Samuel Hoare, Bt, G.B.E., C.M.G., M.P., India Office, London. The Humble Memorial of 3 Lakhs Burma Muslims Born or Settled Down in Burma.
- (6) 社会に対する功労者に与えられる 'Kaisar-i-Hind Medal' を受賞している。一九一三年二月段階では、Assistant, Bombay Burma Trading Corporation, Vice President of Burma Moslem Society, Trustee of Moja Mosque などとしている。表の参照。
- (7) The Memorandum of the Burma Muslim Community to the Royal Statutory Commission. IOR: Q/13/1/7, item 17. E-Bur-977.
- (8) 内容については [Yegar 1972: 58-59] に紹介されている。
- (9) 一九一九年のインレット統治法が一九三三年にビルマ州にも適用されたことを示していると考えられる。
- (10) The Memorandum from the Upper Burma Muslims. (Honorary Secretary - Maung Thaw, 84th Street, Kaya-uk-twe-Den, Mandalay) IOR: Q/13/1/7. E-Bur-993. ဟန္တလ်ဒ်၊ ဟ်း-ဟ်ဟ် (U Hpay Lat) B.A, BL' ဟ်း-ဟ်ဟ် (U Mya) ((一) 検察官)

I・M・C・バワ (Bawa) (商人)、ハジ M・イスマイル (Haji Mismal) (弁護士)、モウルザイ・モハメット・フセイン (Moulvi Mohamed Hussein)。

(11) Bur-07. Seventh meeting of the Commission. Deputations from the British Burman Association, the Karen National Association, the Karen Muslim Society, the Muslim League, Burma, and the Provincial Tanzim Committee called and examined. IOR/Q/13/1/33, item 7.

(12) イエガーによれば、一九一七年末にインド事務相モンタギューがインド統治法の改変に関して、インドを訪れた際、ビルマ政府の好意より、これに覚書を送り、ビルマ・ムスリムの利益の保護と、立法委員会での個別議席を願ったという [Yegar 1972: 57-58]。また [Tin U 1995:56] には、ホワイト委員会に対して、センサスにおいて、インド人ムスリムとともに、ザーバデイというカテゴリーではなく、ビルマ・ムスリムという項目をつくり、その正確な人数を記録し、これに見合った議員枠を設定することを要求した、とある。

(13) Voluntary Submissions in answer to the Royal Commission's questions relating to the Indian and Provincial Civil Services, Burma: Memorial on behalf of the Zerbadi Community. IOR/Q/2/3/130.

宛先は 'The Chairman and other Members of the Public Service Commission and The Humble Memorial of the Undersigned Members Resident in Rangoon of the Zerbadi Community' などタイトルのもと、レター用紙一枚半程度に要望文が印刷され、二枚目の下半分に名前、住所、職業を記入できるような欄が設けられている。ちよ

| No. | Name | Address | Occupation |
|-----|---------------------------|-----------------------------|---|
| 1. | Sof S.A. Rahman | 3 Victoria Avenue | Barrister at Law, President, Burma Moslem Association |
| 2. | Sof Mg Ba ah | 39 Park Road | Asst (Assistant) Bombay Burma Trading Corporation, Vice President of Burma Moslem Society, Trustee of Moja Mosque |
| 3. | Sof Mohammed Cassim | 35 th Street | Asst (Assistant) of George Gosdon, Managing Trustee of Moja Mosque |
| 4. | Sof M. Usoof naikwara | 52 Mg Tawlay Street | Grantee Broker to Moess George Gold leaf? Company Limited |
| 5. | Sof Mohammed Jan | 78 Mogul Street | Rice Mill Owner |
| 6. | Sof A.K. Emanjan | 66 Mogul Street | Do (Rice Mill Owner) and Manager Moslem High School |
| 7. | Sof E.H Moosajee Jsukai | 66 Mg Tawlay Street | Barrister at Law |
| 8. | Sof Hashin Jaroot ally | 71 28 th Street | Land Lord, Trustee of Jumma Mosque |
| 9. | Sof Maung Hmaw | 43, 26 th Street | Land Lord, Trustee of Khayan Mosque and President of Islamic Society Rangoon |
| 10. | Sof Aboo Zaffer Koriashae | 28, 39 th Street | Merchant and Honorary Magistrate |

表3 1913年覚書の提出メンバー

註: Sof はムスリムの男性につける敬称。意味はアラビア語で大兄。(Zaw Lynn Aung 氏作成)

うび署名簿のようなかたちになっており、賛同者が順次記入できるようになっている。ファイルには、表3の10名が記入された文書が二部と、何も名前がはいっていないものが一部保存されている。これら署名欄の筆跡をみると、同一人が清書したようである。

(14) *Royal Commission on the Public Services in India. Appendix to the report of the commissioners. Volume II. Minutes of evidence taken before the Royal Commission on the Public Services in India at Rangoon. Wednesday 5th February 1913. p.258.*

(15) 本節は主として「[Christian 1942]「クリスチャン 1943」に基づく。

(16) 議事録は註11。ビルマ・ムスリム代表として証言に立ったのは、前記一九一三年二月一五日付けの「ザーパディ・コミュニティのラングーン在住下記署名者による拙い覚書」を提出した、ビルマ・モスレム連合代表のS・A・ラーマンである。

(17) ビルマ・ムスリムもインド人とは別に独自の代表が参加できるよう、一九三一年一〇月二五日に会議を開き、政府にはたらきかけることを決議したが「[Tin U 1995:67]、これは受け入れられず知事との直接交渉により、ビルマ代表として選出されていたウー・アウン・テインに、名目上ビルマ・ムスリム代表も兼ねさせることになる」[Yegar 1972:62]。

(18) この内訳は、ビルマ人商業会議所一、インド人商業会議所二、ナッツコッタイ・チェティヤール連合会一、ビルマ商業会議所五、ラングーン貿易連合会一、中国人商業会議所一である。

(19) この会議でビルマ・ムスリムのために議席配分を訴えたのは、ビルマ側代表の一員でムスリムであるウー・アウン・テインである。彼はビルマ・ムスリムの代理でもあったが、同時に、かれらがその宗教や教義、相続法に、何の制限もなく従う権利を要求し、宗教に基づく差別がおきてはならないとした「*Burma Round Table Conference Proceedings* [1932: 95]」が、これはその要望からやや逸脱したものであった。

(20) 註11の議事録。

(21) *Memorandum by the Government of Burma on the Representation of Minorities, Legislature-Lower House, Composition and Representation of Minorities and Special interests. IOR. M/1/13.*

(22) シュエポーの北、ミエドゥー地区に王国時代から居住するムスリム。パティールとも称され、アラカンから連行された戦争捕虜であるといわれている。すでに居住地もまったく異なり、日常的な関係は皆無であるに、出自が同じということで、アラカンの

ムスリムに結び付けられている。

- (23) コンバウン王国時代一九世紀はじめの「百一の人種」について、詳しくは「伊東2015」「伊東2015」。
- (24) *Proposals of the government of India for A New constitution for Burma. Presented to Parliament by Command of His Majesty*. London: Printed and Published by His Majesty's Office, 1920.
- (25) Resolution by the Government of Burma. Extract from the Proceedings of the Government of Burma in the General Department—No.11-7, dated the 17th December, 1918. この文書は註24の提案書に添付されている。
- (26) この文書では、通例と異なり Burman をビルマ人、Burmese をビルマ族としている。
- (27) Burma Reforms Committee. From The Honble Mr. A.F. Whyte, Chairman, Burma Reforms Committee, To His Excellency The Governor-General in Council. Dated Rangoon, the 14th December 1921.
- (28) 各地で行われた意見聴取にザーバディとして応じたのは、マンドレーではピンマナ市の弁護士マウン・カンボー、ヤメーディン市のマウン・ミン・ティン、マダヤ町の弁護士マウン・チツ・ペー、バセインではミャンミャ県エインマー町の長マウン・ペーである【註(27)】。
- (29) 一九一六年度は一四六人 [RAB 1917:8-147]。他の年度の行政報告書には、記載がない。イエガーも、この会を結成後、地方に支部を開設しようとしたが、一九三〇年代までその努力は実らなかったという [Yegar 1972: 58-59]。
- (30) 註12参照。
- (31) 表1⑤参照。このムスリム学校は、ビルマ・ムスリムの教育に特化したものであろう。
- (32) 一九二二年両頭制による選挙をボイコットしたG C B Aから離脱し、ウー・バー・ペーらが作った党の呼称。このウー・バー・ペーはビルマ円卓会議でビルマ・ムスリムに議員枠をあたえることに賛成する発言をしていた。また一九一一年にはトゥーリヤ新聞社を設立している。
- (33) インドで実施された同様の施策については「粟屋 2014: 416」。
- (34) Riots between Mohammedans and Hindus at Rangoon, 25 Jul 1893. IOR/L/PJ/6/354 File No. 1532.

(35) ビルマ政府改革局 (Reform Office) による「マイノリティの代表権に関するビルマ政府の覚書」(秘) には、ビルマ・クリスチャンから、立法議会における個別の代表権の付与について特別の要求はなかった。ビルマ委員会での、個別の代表権にたいする請願はなされたが、政府によって支持されなかった。ビルマ・クリスチャンは一九三一年センサスによれば一一、〇〇〇人で、ビルマ全土に居住している。／たとえかれらの要求が認められたとしても、その数からして、下院の規模がどうなるろうと一議席も与えられないであろう。実際、かれらの分布からして、個別の選挙区を創ることは不可能である。この理由のみから、このロミュニティに、個別の代表権をあたえることに賛成しない。さらに、これまでのところ、ビルマのロミュニティにおいて宗教のみに基づいて個別の代表権は与えられてこなかった。われわれはこの段階で、あらたな亀裂を導入することに反対する
と記されている。

史料・参考文献

未刊行文書

Burma Reforms Committee, From The Honble Mr. A.F. Whyte, Chairman, Burma Reforms Committee, To His Excellency The Governor-General in Council. Dated Rangoon, the 14th December 1921. IOR/V/26/261/8 : 1922.

Bur-0-7: Seventh meeting of the Commission, Deputations from the British Burman Association, the Karen Elders and the Karen National Association, the Burma Muslim Society, the Muslim League, Burma, and the Provincial Tazninn Committee called and examined. IOR/Q/13/1/33, item 7. 『後』 *Indian Statutory Commission, Volume XVII, Selection from Memoranda and Oral Evidence by Non-Officials (Part II)*, Calcutta : Government of India, Central Publication Branch, 1930. 〇中〇印キネル。

Memorandum by the Government of Burma on the Representation of Minorities, Legislature-Lower House, Composition and

- Representation of Minorities and Special interests. IOR: M/1/13.
 Reaction and Representations in Burma. Following Publication of Report of Joint Committee on Indian Constitutional Reform IOR: M/1/100 P. & J. (B) 788.
 Riots between Mohammedans and Hindus at Rangoon. 25 Jul 1893. IOR/L/PJ/6/354 File No. 1532.
 The Memorandum from the Upper Burma Muslims. (Honorary Secretary – Maung Thaw, 84th Street, Kaya-uk-twe-Den, Mandalay) IOR: Q/13/1/7, E-Bur-993.
 The Memorandum of the Burma Muslim Community to the Royal Statutory Commission IOR: Q/13/1/7, item 17 E-Bur-977.
 Tin U.1995. *Myanna Musalin Thamaing* (1885-1948). Mandalay University, 1995. M.A. Thesis.
 Voluntary Submissions in answer to the Royal Commission's questions relating to the Indian and Provincial Civil Services, Burma: Memorial on behalf of the Zerbadi Community IOR/Q/2/3/130.

刊行文献

- Addresses Presented In India to His Excellency The Viceroy and The Right Honourable The Secretary of State for India*. London: His Majesty's Stationery Office, 1918.
 栗屋利江 2014 『ヘギリム支配とヘンム社会』(世界史リブレット三八) 山川出版社。
Burma Round Table Conference, 27th November, 1931—12th January, 1932. Proceedings Presented by the Secretary of State for India to Parliament by Command of His Majesty, January, 1932. London. Printed and Published by His Majesty's Stationery Office, 1932.
Census of India, 1911. Volume IX. Burma. Part II. Tables (by C. Morgan Webb, M.A. I.C.S. Fellow of the Royal Statistical Society, Superintendent, Census Operations). Rangoon. Office of the Superintendent, Government Printing, Burma. 1912.
Census of India, 1921. Volume X. Burma. Part I. Report. (by S.G. Grantham I.C.S. Superintendent, Census Operations, Burma). Rangoon. Office of the Superintendent, Government Printing, Burma. 1923.

- Census of India, 1931. Volume XI. Burma. Part I. Report.* (by J.J. Bennison I.C.S. Superintendent, Census Operations, Burma). Rangoon. Office of the Supdt., Government Printing and Stationary, Burma. 1933.
- チャンドラ・バン(粟屋利江訳) 2001 『近代インドの歴史』 山川出版社。
- Christian, John L. 1942. *Modern Burma: A survey of political and Economic Development*. Berkeley and Los Angeles. University of California Press. 邦訳: クリスチャン、ジョン・ロイ (日本外政協會太平洋問題調査部訳) 1943 『現代ビルマの全貌』 同盟通信社。
- Donnison, F.S.V.1953. *Public Administration in Burma: A Study of Development during the British Connection*. London & New York. Royal Institute of International Affairs.
- 外務省調査部 1942 『ビルマの統治機構』(上巻)。
- Government of India. *Census of 1891. Imperial Series. Volume IX. Burma Report. Operations and Results, with Maps, Four Diagrams and Four Appendices.* by H. L. Eales, I.C.S., Provincial Superintendent of Census Operations, Rangoon. Printed by the Superintendent, Government Printing, Burma.1892.
- Grant-Brown, R. 1912. The Origin of the Burmese. *JBR* 5.2, pp.1-7.
- 伊東利勝 1994 『ビルマ農民の意識変化』『変わる東南アジア史像(池端雪浦編)』山川出版社、二八三〜三〇六頁。
- 伊東利勝 2003 『1888年ビルマ南部における反政庁デイスカール』『成城大学経済研究』第一五九号、四〇八〜四三八頁。
- 伊東利勝 2015 『近代ビルマ語世界における「百一の人種」について』『文學論叢』一五一輯、愛知大学文學会、一〜三三頁。
- 伊東利勝 2016 『一八世紀エーヤーワディー中流域世界における異人のイメーシ』『愛大史学—日本史学・世界史学・地理学—』第二五号、二九〜七八頁。
- Malik, Nadeem Shafiq (ed.) 2007. *The formative years of All India Muslim League, 1906-1919*. Izhah Research Institute of Pakistan: Izhahsons.
- 長田紀之 2016 『胎動する国境—英領ビルマの移民問題と都市統治』山川出版社。
- Proposals of the government of India, for A New constitution for Burma. Presented to Parliament by Command of His Majesty*. London: Printed

- and Published by His Majesty's Office, 1920.
- R.B. : Report on the Administration of Burma for the year 1917-18.* Rangoon: Office of the Superintendent, Government Printing, Burma, 1919.
- Report on the Administration of Burma for the year 1918-19.* Rangoon: Office of the Superintendent, Government Printing, Burma, 1920.
- Report on the Census of British Burma Taken in August 1872.* Rangoon. Printed at the Government Press, 1875.
- Royal Commission on the Public Services in India. Appendix to the report of the commissioners. Volume II. Minutes of evidence relating to the Indian and provincial civil services taken in Madras from the 8th to the 17th January, 1913, with appendices.* London. Published by His Majesty's Stationery Office, 1914.
- 斎藤綾子 2010 『マヤンマーの土着ムスリム—仏教徒社会に生きるマイノリティの歴史と現在』風響社。
- 斎藤綾子 2012 「マヤンマーにおける「バマー・ムスリム」概念の形成—1930年代ナショナリズム高揚期を中心として—」『東南アジア—歴史と文化』四一、五—二九頁。
- サルカール、スミット（長崎暢子他訳）1993 『新しいインド近代史—下からの歴史の試み』研文出版。
- Tarling, Nicholas (ed.) 1994. *The Cambridge History of Southeast Asia, Volume Two, The Nineteenth and Twentieth Centuries.* New York: Cambridge University Press.
- Thuriya* (The Sun), Sun Press. Vol. XVIII, No.233 Rangoon, Saturday 26th December, 1931.
- Yegar, Moshe, 1972. *The Muslims of Burma—A Study of a Minority Group.* Wiesbaden: Otto Harrassowitz.

〔付記〕 本稿は、平成二九年度科学研究費補助金、基盤研究（C）（課題番号26370838）による成果の一部である。